

社会福祉法人 東和福祉会 高齢者福祉施設 三愛

短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業

重要事項説明書

当事業所はご利用者に対しては短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービス（以下「短期入所生活介護サービス」という。）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 東和福祉会
(2) 代表者氏名 理事長 芝田 中

2 利用施設

- (1) 事業所の名称 高齢者福祉施設 三愛
(2) 所在地 山武郡横芝光町栗山2700
(3) 電話番号 0479-82-3433
FAX 0479-82-3112
(4) 事業所長（管理者）名 施設長 遠峰 正徳

(5) 事業所の目的

利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、短期入所生活介護サービスを提供します。

(6) 当事業所の運営方針

- ①利用者の人権を尊重し、利用者の立場に立った短期入所生活介護サービスを提供します。
②利用者の心身の状況に応じた介護サービス計画をもとに、残存能力を生かした自立支援を行います。
③市町村や関係機関との緊密な連携を図り、総合的なサービス提供を行います。

(7) 開設年月 平成24年8月1日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付方法	利用の受付は、利用を希望される期間の初日の2ヶ月前から行います。（受付時間午前9時～午後5時）

- (10) 入所定員 併設型4名+空床利用型有
(11) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上3階
(12) 建物の延べ床面積 3519.23㎡

2 職員体制

当事業所では、利用者に対して短期入所生活介護事業サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。特別養護老人ホームと一体で運営

- (1) 施設長（管理者） 1名
施設の業務を総括する。
- (2) 事務員 3名
施設の庶務及び会計事務従事する。
- (3) 生活相談員 3名
利用者の入退居、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。
- (4) 介護職員 38名
利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。
- (5) 看護職員 3名
利用者の看護、保健衛生の業務に従事する。
- (6) 機能訓練指導員 1名
利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。
- (7) 介護支援専門員 1名
利用者の介護支援に関する業務に従事する。
- (8) 管理栄養士 1名
給食管理、利用者の栄養指導に従事する。

4 サービス内容

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

- (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条に記載）
以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

- ① 食事（食材料費は別途いただきます。）
 - ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
 - ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食 8：00 ～ 昼食 12：00 ～ 夕食 18：00 ～

※大体の食事時間は決まっておりますが、利用者の生活習慣に応じ、ゆっくりと食事をとっていただけるよう配慮いたします。

- ② 入浴
 - ・入浴又は清拭を最低週2回以上行います。
 - ・寝たきりの方も機械浴槽を使用して入浴することができます。

- ③ 排泄
 - ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ④ 機能訓練
 - ・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
- ⑤ 健康管理
 - ・医師や看護職員が、健康管理に努めます。
 - ・必要に応じて協力病院への外来受診も配慮いたします。
- ⑥ 送迎サービス
 - ・ご利用者の希望により、自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常の事業実施地域外からの利用の場合は、交通費実費を負担いただきます。
- ⑦ その他自立への支援
 - ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮いたします。
 - ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮いたします。
 - ・清潔で快適な生活を送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

○ サービス利用料金（契約書第8条に記載）

利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室と食事に係る自己負担額の合計金額をお支払ください。（サービス利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合にも償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した『サービス提供証明書』を交付します。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条に記載）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

- ① 食費（食材料費と調理費用） 1,600円/日
（朝食：450円、昼食：650円、夕食：500円）
- ② 滞在費（室料） 従来型多床室 855円/日
ユニット型個室 2,006円/日

※①②に係わる費用につきましては、介護保険負担限度額認定証の交付を受けられた方は、認定証に記載されている負担限度額となります。

- ③ 特別な食事 実費相当額（別途消費税要）
- ④ 理美容代 実費相当額（別途消費税要）
- ⑤ レクリエーション活動材料 材料費等の実費相当額

⑥ 電化製品使用料

居室内に持ち込まれたテレビにつきましては、50円/日(税込み)

⑦ 写物の交付

利用者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。

利用料金： 1枚につき 10円(税込み)

⑧ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第8条参照)

利用月の翌月末日までにお支払いいただきます。

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第9条参照)

○利用予定期間の前に、利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前々日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前々日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日午後5時までに申し出があった場合	当日の利用料金(自己負担額分)の50%
利用予定日の当日午前9時までの申し出がなかった場合	当日の利用料金(自己負担額分)の全額

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

○利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について (契約書第20条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口 (担当者) 生活相談員 関川 光江・塩野 京子・神澤 順子
受付時間 毎週月曜日～日曜日 9:00～18:00

その他、電話等で常時受け付けます。

また、担当者が不在の場合でも事業所の誰もが対応可能なように苦情対応受付表を作成し、担当者に確実に申し送ります。

(2) 円滑迅速に苦情解決を行うための体制、手順

- ・相談、苦情があった場合、至急に苦情解決委員会を開催します。問題の詳細を把握するために関係職員、ご利用者等から必要に応じて、状況の聴取を実施し事実関係を確認します。
- ・把握した状況に基づき、関係者への連絡調整、注意指導を行うとともに、苦情申出人には必ず対応方法を含めた結果報告を行います。
- ・苦情申出人が第三者委員への報告を希望する場合、匿名での苦情、及び文書による重大な指摘があった場合は、速やかに第三者委員に報告し必要な対応を行います。第三者委員に報告した場合は、必ず返答をもらい苦情申出人に結果を報告します。

(3) 苦情解決マニュアル

- ・苦情解決マニュアルを作成、その内容を職員、ご利用者、ご家族に徹底することにより適切な対応が出来るようにしていきます。
- ・当事業所において、処理し得ない内容については、横芝光町他、各市町村窓口、国保連等の関係機関との協力により適切な対応方法をご利用者の立場に立って検討し対応します。

(4) 行政機関その他苦情受付機関

[窓口]	連絡先
横芝光町役場 福祉課	0479-84-1257
匝瑳市役所 高齢者支援課	0479-73-0033
山武市役所 高齢者福祉課	0475-80-2641
国民健康保険団体連合会	043-254-7318
第三者委員	若梅 富雄 加藤 みよ子

6. 身体拘束の廃止

- (1) 事業所は、指定短期入所生活介護サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、次の手続きにより行います。
 - ・身体拘束廃止委員会を設置する。
 - ・「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる対応及び時間、その際、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由の記録。
 - ・利用者又は家族に説明し、その他方法がなかったかなど改善方法の検討。

7. 虐待防止について

- (1) 施設は入居者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じます。
 - ①職員に対する虐待を防止するための研修の実施。
 - ②入居者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備。
 - ③その他虐待防止のための必要な措置。
- (2) 施設は、指定介護福祉施設サービス提供中に、当該施設または養護者による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に連絡するなど必要な措置を講じます。

短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い交付しました。

年 月 日
高齢者福祉施設 三愛

説明者職名

氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

利用者 住 所
氏 名 印

代理人 住 所
氏 名 印

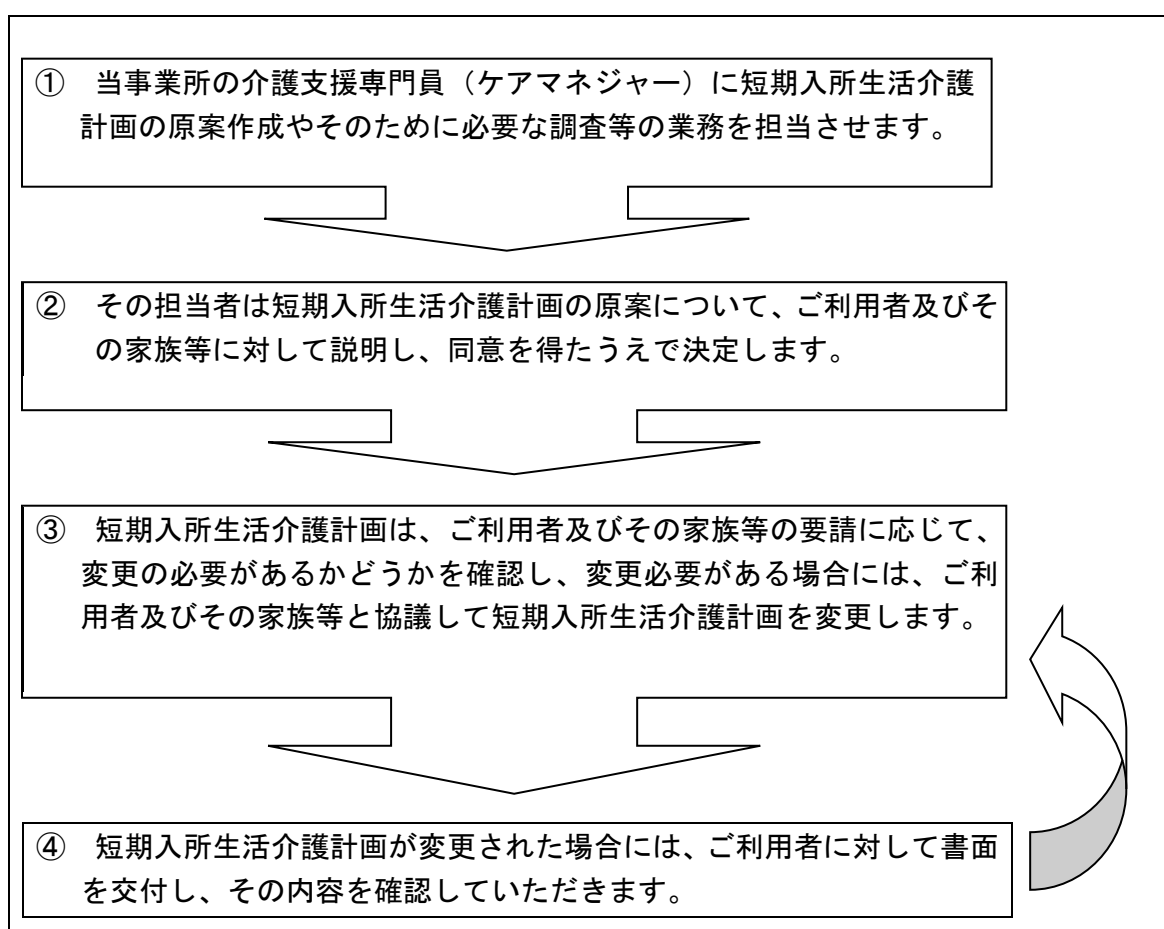
身元引受人 住 所
氏 名 印

〈重要事項説明書付属文書〉

契約締結からサービス提供までの流れ

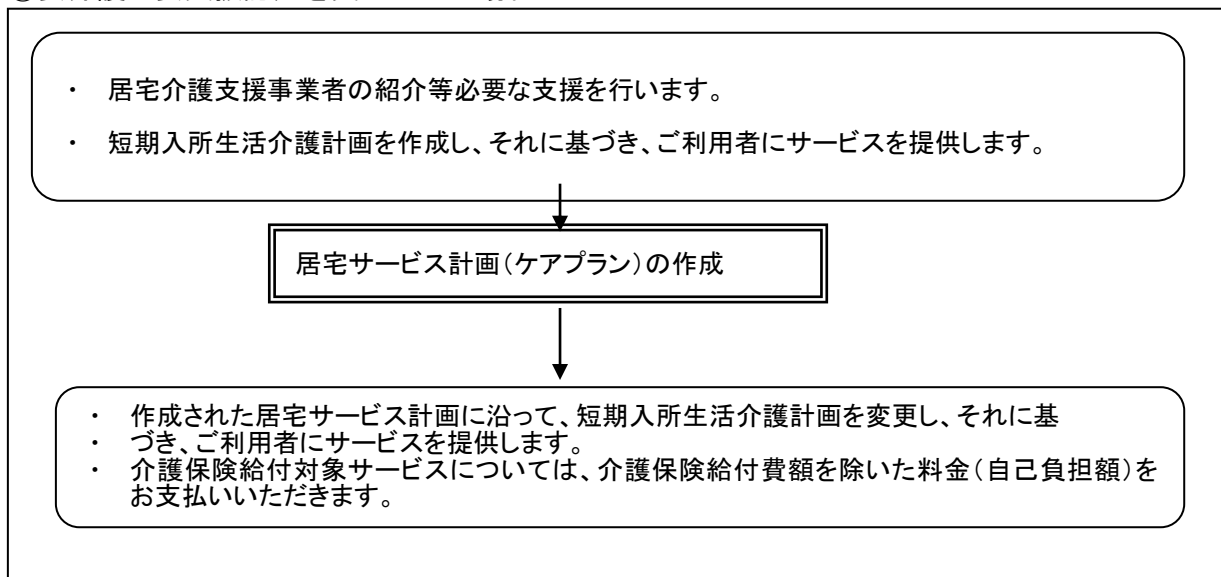
(1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

（契約書第3条参照）

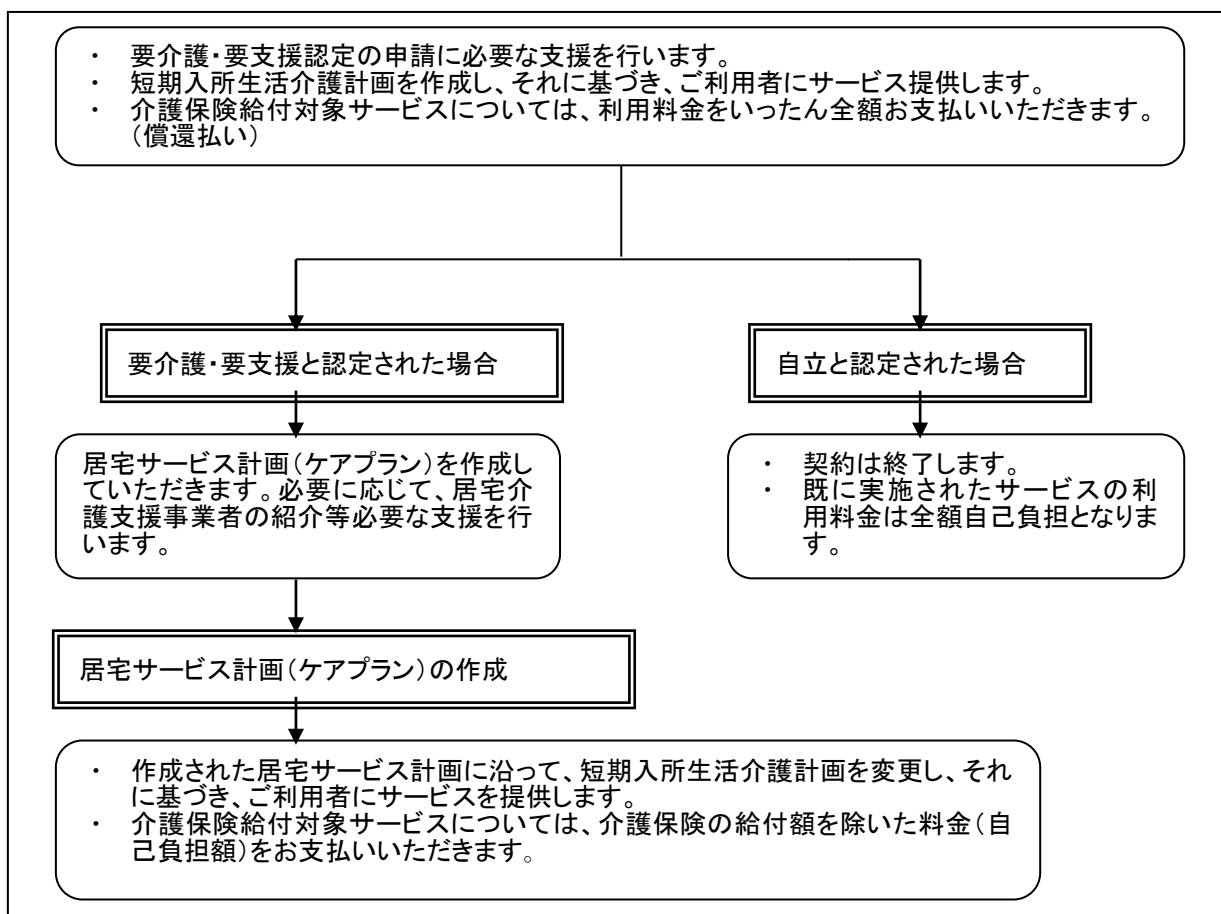


(2) ご利用者に係る「居宅サービス計画(ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護・要支援認定を受けている場合



②要介護・要支援認定を受けていない場合



サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管すると共に、ご利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護する為に緊急やむを得ない場合は、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご利用者へのサービス提供時においてご利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。但し、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。また、ご利用者との契約終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持込の制限

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

- ・刃物、カミソリ、ナイフ等の危険物、マッチ、ライター等の火気。他人に危険を及ぼすと思われるものすべて。
- ・騒音・異臭など共同生活上問題となるもの。
- ・ペットの飼育
- ・お持ちいただく所持品の大きさと数量には制限があります。
- ・洗濯機、乾燥機で洗えない（縮む等）素材の衣類は持ち込まないでください。万が一、持ち込まれた場合で、洗濯したことによって生じた衣類の変形、破損については補償しかねます。

(2) 現在、服用している薬については事前に利用期間分の薬を準備してください。

(3) 面会

- ・来訪者の面会時間は、午前9時から午後5時とし、来訪時は必ず職員に届けてください。
- ・利用者の差し入れは必ず、職員にお申し出ください。また食品衛生上、生ものの持込はご遠慮ください。

(4) 外出

- ・外出される場合は、事前に事務所に届けてください。
- ・お出かけの際には事務所受付にて外出届出簿にご記入願います。

(5) 食事

・食事が不要な場合は、前日までにお申出ください。前日までに申出があった場合には、重要事項説明書（４－第２項）に定める食費は徴収されません。

(6) 施設・整備の使用上の注意（契約書第13条参照）

・居室及び共用施設、敷地を本来の用途に従って利用してください。
・故意に又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を破損、又、汚された場合は、ご利用者の自己負担により原状回復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただくことがあります。
・ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等、管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を講ずるものとします。但し、その場合はご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

(7) 当施設の職員や他の利用者に対して、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(8) 施設内での喫煙は禁じられています。飲酒については原則、ご遠慮いただきます。

(9) サービス利用中の医療提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診察や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診察・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診察・入院治療を義務づけるものでもありません。）

協力医療機関

医療機関の名称	越川医院 越川裕二医師
所在地	山武郡横芝光町宮川2381-1
電話	0479-84-0103
診療科	内科

医療機関の名称	東陽病院
所在地	山武郡横芝光町宮川12100
電話	0479-84-1335
診療科	内科他

医療機関の名称	九十九里病院
所在地	山武郡九十九里町片貝2700
電話	0475-76-8282
診療科	内科他

医療機関の名称	ほりずみ歯科医院 掘角達朗医師
所在地	山武市柴原143-5
電話	0475-82-7316
診療科	歯科

(10) 嘱託医師以外で医療機関への受診について

原則として職員は付き添いませんので、利用者、ご家族の責任において受診していただきます。

損害賠償について（契約書第12条・13条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

緊急時における対応

ご利用者が当施設を利用中に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医または事業所が定めた協力医療機関に連絡し、措置を講じる等行います。

事故発生時の対応について

当施設において、ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに協力医療機関、市町村、居宅介護支援事業所、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

契約の終了について

(1) 契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合は、当事業所との契約は終了します。（契約書第2条・15条参照）

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定により契約者の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④事業所の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合

(2) ご利用者からの中途解約・契約解除の申し出（契約書第16条・17条参照）
 契約の有効期間であっても、ご利用者から当事業所との利用契約の解約を申し

出ることができます。

その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者の「居宅サービス計画」（ケアプラン）が変更された場合
- ③ご利用者が入院された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(3) 事業者からの契約解除していただく場合（契約解除）（契約書第18条参照）
以下の事項に該当する場合には、当事業所から退所していただくことがあります。

- ①ご利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払が3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命・身体・健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいは、ご利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

(4) 契約終了に伴う援助（契約書第15条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うように努めます。